

# 定 款

株式会社 **オーイズミ**

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オーイズミと称し、英文では OIZUMI Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貨幣処理機の製造および販売
2. 自動販売機の製造および販売
3. 遊技機の製造および販売
4. 遊技機関連の装置・機器の製造および販売
5. 不動産の賃貸および管理
6. 飲食物の提供施設の運営
7. 酒類・食品・日用品雑貨の販売
8. 医療・福祉に関する調査研究および支援
9. 健康増進および介護福祉
10. 高齢者向け住宅ならびに介護施設の運営
11. 医療用器具・介護用品・福祉用具の提供
12. 建設工事の請負および設計・施工・監理
13. ホテルの経営
14. 農産食品の製造加工および販売
15. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県厚木市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、90,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権限を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

(株主総会の議事録)

第 16 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は7名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会はその決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会はその決議によって、役付取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(業務執行)

第 23 条 取締役社長は当社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集の手続き)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、議長および出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、別に定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集の手続き)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会の議事については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 37 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第41条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「配当金」という。)をすることができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第44条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払配当金には、利息をつけないものとする。

以上